

# 興行場の施設基準と衛生措置基準等について

## 1 設置場所の基準

【根拠法令：福岡市興行場法施行条例第4条】

- (1) 排水が極めて悪い等入場者の衛生に支障を来す場所でないこと。  
 ただし、興行場の周囲が耐水性の材料による排水溝を設ける等排水が容易に行え、かつ、清掃が容易にできる構造であり、及び施設の床面がコンクリートその他の不浸透性材料で覆われる等防湿上有効な措置が講じられている場合は、この限りでない。
- (2) 周囲に換気及び採光に必要な空間を確保できる場所であること。  
 ただし、適当な構造設備とすることにより公衆衛生上支障がないと市長が認める場合は、この限りでない。

## 2 施設基準（構造・設備基準）、衛生措置基準

区分	構造・設備基準 【根拠法令：福岡市興行場法施行条例第5条】	衛生措置基準 【根拠法令：福岡市興行場法施行条例第6条、福岡市興行場法施行細則6条の2】						
施設全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>・清掃及び排水を容易に行うことができる構造であること。</li> <li>・窓、換気口その他の開口部に、ねずみ、昆虫等の侵入を防止するため必要な設備が設けられていること。</li> <li>・観覧室等は、舞台と適切に区画され、かつ、観覧室、ロビー、喫煙室、便所等は、隔壁等により区画されていること。</li> <li>・ごみ等が飛散流出しない構造の適当な数のごみ箱が置かれていること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入場者の利用に供する器具等は、常に清潔にしておくこと。</li> <li>・規則で定めるところにより清掃し、常に清潔にしておくこと。</li> </ul> <p>条例第6条第1号イの規定による清掃          次の各号に掲げる構造設備の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより行う。</p> <p>① 観覧室等 利用の都度、清掃すること。          ② 前号以外の構造設備 適宜汚れの状況を確認し、必要に応じ清掃すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・規則で定めるところにより、害虫、ねずみ等の発生の防止及び駆除に努めること。</li> </ul> <p>条例第6条第1号ウに規定する害虫、ねずみ等の発生の防止及び駆除          害虫、ねずみ等の生息状況について適宜調査を実施し、当該調査の結果に基づき必要な措置を講じることにより行う。</p>						
観覧室等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入場者の移動等に支障を来さない構造であること。</li> </ul>							
換気設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入場者定員1人あたり毎時20 m<sup>3</sup>以上の清浄な外気を供給することができ、かつ、保守点検及び整備を容易に行うことができる構造のものであって、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める機械換気設備又は空気調和設備が設けられていること。</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>必要となる換気設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地下にある観覧室等及び床面積の合計が400 m<sup>2</sup>以上の地上にある観覧室等</td> <td>第一種換気設備</td> </tr> <tr> <td>上記以外の観覧室等</td> <td>第一種換気設備又は第二種換気設備</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 第一種換気設備：給気用送風機及び排気用送風機を有する機械換気設備          第二種換気設備：給気用送風機及び自然排気口を有する機械換気設備</p>	区分	必要となる換気設備	地下にある観覧室等及び床面積の合計が400 m <sup>2</sup> 以上の地上にある観覧室等	第一種換気設備	上記以外の観覧室等	第一種換気設備又は第二種換気設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観覧室等は、上映、上演等の際は、換気を十分に行い、常時、次に掲げる基準に適合するよう空気の浄化を図ること。</li> </ul> <p>① 炭酸ガスの含有率 …… 1,000 ppm 以下          ② 浮遊粉じんの量 …… 0.15 mg/m<sup>3</sup> 以下</p>
区分	必要となる換気設備							
地下にある観覧室等及び床面積の合計が400 m <sup>2</sup> 以上の地上にある観覧室等	第一種換気設備							
上記以外の観覧室等	第一種換気設備又は第二種換気設備							
定員	<p>※福岡市建築基準法施行条例第15条の2項に規定する数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・固定式のいす席を設ける部分 …… 当該いす席の数に対応する数(注1)</li> <li>・立見席を設ける部分 …… 当該部分の床面積を0.2 m<sup>2</sup>で除して得た数</li> <li>・ます席を設ける部分 …… 当該部分の床面積を0.5 m<sup>2</sup>で除して得た数(注2)</li> <li>・その他の部分 …… 当該部分の床面積を0.5 m<sup>2</sup>で除して得た数</li> </ul> <p>(注1) 長いす式のいす席にあっては、当該いす席の正面幅を40 cmで除して得た数          (注2) 一のます席当たり、屋内にあるます席にあってはその数が6を超える場合は6とし、屋外にあるます席にあってはその数が9を超える場合は9とする。</p>							
照明設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観覧室等に、床面において30ルクス以上の照度を確保することができる設備が設けられていること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観覧室等の床面において30ルクス以上(上映、上演等の際は、通路の床面において0.2ルクス以上)の照度を確保すること。</li> </ul>						
喫煙室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・喫煙室を設ける場合は、喫煙室が、観覧室外の適当な箇所に設けられていること。</li> <li>・たばこの煙(蒸気を含む。以下この号において同じ。)が室内から室外に流出しない構造であること。</li> <li>・たばこの煙が屋外に排気されていること。</li> <li>・興行場の主たる出入口の見やすい箇所に喫煙室が設けられている旨を記載した標識が掲示されていること</li> <li>・喫煙室の出入口の見やすい箇所に専ら喫煙することができる場所である旨及び20歳未満の者の立入りが禁止されている旨を記載した標識が掲示されていること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・喫煙室以外では、喫煙させないこと。</li> <li>・20歳未満の者を喫煙室に立ち入らせないこと。</li> <li>・前条第3号エ及びオに規定する標識を適正に管理すること。</li> </ul>						

便所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・興行場内に設けられていること。ただし、興行場が他の用途を主とする建築物内に設置された小規模施設等であって、当該興行場に近接して設けられている入場者の需要を満たすことができる適当な規模を有する便所が利用できる場合又は興行場の種別若しくは用途により公衆衛生上支障がないと市長が認める場合は、この限りでない。</li> <li>・興行場が複数階に及ぶ場合にあっては、各階ごとに設置されていること。ただし、上下階から等距離にある中間階に設置されている等入場者の利便を損なわないと市長が認める場合は、この限りでない。</li> <li>・水洗式のもの又はこれと同等に衛生が確保される構造のものであること。</li> <li>・男女別に区画されていること。</li> <li>・床面及び床面から少なくとも1mの高さまでの内壁は、不浸透性材料で造られていること。</li> <li>・流水式の手洗い設備が設けられていること。</li> </ul>	
その他		<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋内の興行場においては、必要に応じて休憩時間を設けること。</li> <li>・従業者が感染性の疾病にかかったとき又はその疑いがあるときは、従事させる業務内容に留意すること。</li> </ul>

### 3 その他の法律による規制

興行場法その他、以下の法律による規制にご注意ください。

項目	関係法令	担当課	連絡先
建築確認申請	建築基準法	住宅都市みどり局 建築審査課	092-711-4577
用途地域による建築物の用途制限	建築基準法 都市計画法	住宅都市みどり局 都市計画課	092-711-4388
消防設備	消防法	消防局 各区消防署 予防課	(東) 092-683-0119 (博多) 092-475-0119 (中央) 092-762-0119 (南) 092-541-0219 (城南) 092-863-8119 (早良) 092-821-0245 (西) 092-806-0642
風俗営業法該当の有無	風俗営業法	福岡県 各区所管警察署	(東) 092-643-0110 (博多) 092-412-0110 (中央) 092-734-0110 (南) 092-542-0110 (城南) 092-801-0110 (早良) 092-847-0110 (西) 092-805-0110
港湾地区内建築物等用途規制	港湾法	港湾局 港湾管理課	092-282-7173
下水道への排水	下水道法	道路下水道局 水質管理課	092-711-4512

保健医療局保健所地域衛生部各衛生課	環境係	連絡先			
東衛生課	TEL 092-645-1112	FAX 092-645-1114	城南衛生課	TEL 092-831-4219	FAX 092-843-2662
博多衛生課	TEL 092-419-1125	FAX 092-434-0007	早良衛生課	TEL 092-851-6602	FAX 092-822-5733
中央衛生課	TEL 092-761-7351	FAX 092-761-8280	西衛生課	TEL 092-895-7094	FAX 092-891-9894
南衛生課	TEL 092-559-5161	FAX 092-559-5159			

平成26年4月1日作成  
令和2年4月1日改訂  
令和4年6月23日改訂  
令和6年7月1日改訂